

令和 2 年 第 3 回  
組合議会臨時会会議録

開会 令和 2 年 11 月 17 日  
閉会 令和 2 年 11 月 17 日

常総地方広域市町村圏事務組合

令和2年第3回常総地方広域市町村圏事務組合議会臨時会会議録

- 招集年月日 令和2年11月17日
- 招集の場所 常総環境センター啓発棟・二階会議室
- 開会（開議） 午前11時
- 出席議員（12名）

1番	中村博美君	2番	坂巻文夫君
3番	中村安雄君	4番	関戸勇君
5番	入江洋一君	6番	赤羽直一君
7番	高梨隆君	8番	長谷川信市君
9番	伯耆田富夫君	10番	岡本昌弘君
11番	直井誠巳君	12番	豊島葵君
- 欠席議員（0名）
- 地方自治法第121条の規定により出席を求めた者

管理者	松丸修久君
副管理者	神達岳志君
副管理者	小田川浩君
事務局長	山中毅君
消防長	石塚敦君
消防次長	岡野智行君
管理課長	瀬崎香代君
環境センター所長	稲川光一君
施設課長	樋口博君
管理課長補佐	浜野猛君
管理課長補佐	酒井義男君
環境センター所長補佐	野口貴洋君
施設課長補佐	瀬尾匡央君
- 職務のため出席した者  
枝川 温、池田 聡 史

## 議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 議案第17号 常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 

開 会 午前11時

---

○議長（中村安雄君）本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。執行部では任期満了に伴う守谷市長選で松丸修久市長が再選されました。2期目となります。ここで松丸市長より、ご挨拶いただきます。

○管理者（松丸修久君）皆様おはようございます。お陰様で、2期目の当選を果たさせていただきました。ご存知のように、選挙があるかどうか、ぎりぎりまで分からないなかでの選挙ということでございましたが、投票率は下がりはしたものの、投票総数が増えたということは、一定の評価をしていただいたのかと思っております。そのような中ではございますが常総広域を始め皆様の御支援にお応えできるよう、これからもしっかりと協力して進めてまいりたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（中村安雄君）松丸市長には引き続き常総広域管理者として組合運営につきまして、よろしく願いを申し上げます。

只今の出席議員は、12名で定足数に達しております。よって、令和2年第3回常総地方広域市町村圏事務組合議会臨時会は、成立いたしました。

これより開会いたします。本日の議事日程は、会議規則第8条の規定により議事日程を定め、お手元に配付のとおりであります。地方自治法第121条の規定により、議案等説明のため、議場に出席を求めた者の職名を申し上げます。管理者、副管理者、事務局長、消防長、消防次長、管理課長、環境センター所長、施設課長、管理課長補佐、環境センター所長補佐、施設課長補佐、以上の者でございます。

これより議事日程に入ります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（中村安雄君）日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第42条の規定により議長において、1番 中村博美君、2番 坂巻文夫君を指名いたします。

---

日程第2 会期の決定について

- 議長（中村安雄君）日程第2 会期の決定について、を議題といたします。  
お諮りいたします。  
今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。  
これにご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

- 議長（中村安雄君）ご異議なしと認めます。  
よって、今期臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

---

日程第3 議案第17号 常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を  
改正する条例について

- 議長（中村安雄君）日程第3 議案第17号、常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
管理者 松丸修久君。

- 管理者（松丸修久君）はい。議案第17号の提案理由を申し上げます。人事院勧告に基づき、当組合の一般職員、任期付職員及び会計年度任用職員の給与を定める各条例についても、所要の措置を講じ、給与制度の適正化を図るものでございます。  
改正内容は、期末手当の年間支給月数を0.05月分引き下げるもので、令和2年度は12月期の支給月数を0.05月分引き下げ、令和3年度は6月期と12月期の支給月数をそれぞれ0.025月分引き下げるものでございます。  
この条例は、公布の日から施行するものです。ただし、令和3年度の改正内容は令和3年4月1日から施行するものでございます。よろしく御審議の上、御決議のほど、お願いいたします。

- 議長（中村安雄君）以上で提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

- 4番（関戸勇君）はい、議長。

- 議長（中村安雄君）4番、関戸勇君。

- 4番（関戸勇君）はい。議案第17号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について質問いたします。今回の人事院の勧告を受けて実施する改正だが、平均で減額される額は。職員組合の意見は聞いているか。新型コロナウイルス感染症という非常事態に奮闘している職員について減額する今回の措置をどのように考えているか。

- 議長（中村安雄君）答弁を求めます。  
事務局長 山中毅君。

- 事務局長（山中毅君）はい。それでは、1点目の平均で減額される額でございますが、試算

によりますと広域の職員一人当たり平均で1万8千円程でございます。2点目の職員組合の意見は聞いているのかということでございますが、当組合には職員組合が現在ありませんので、聞いてはおりません。3点目の感染症に奮闘している職員について減額する措置ということでございますが、これに関しましては地方公務員法の第14条に社会一般の情勢に適応するように定められておりますので、今回の人事院勧告に基きまして提案させていただいた次第でございます。議員さんが言われるように、新型コロナウイルス感染症に関しましては、特に消防の救急業務等慎重に対応していくところでございますが、前回の第2回定例会におきましても新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当を特例として設けさせていただいたところです。以上でございます。

○議長（中村安雄君）他に、質疑はありませんか。

○4番（関戸勇君）はい、議長。

○議長（中村安雄君）4番、関戸勇君。

○4番（関戸勇君）はい。新型コロナ感染症で非常事態である。消防隊員だけではなく全職員に対して取り組んでいくものではないのか。

○議長（中村安雄君）答弁を求めます。

事務局長 山中毅君。

○事務局長（山中毅君）はい。特殊勤務手当は、ガイドラインに沿って、一般職員も適用するようになっております。

○議長（中村安雄君）はい。答弁が終わりました。他に質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村安雄君）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○4番（関戸勇君）はい、議長。

○議長（中村安雄君）4番、関戸勇君。

○4番（関戸勇君）はい。議案第17号に反対討論をさせていただきます。今回の条例改正は、先程、説明がありましたように人事院の勧告に基づき実施するものです。人事院の勧告は、民間の支給指数が下がっているということから公務員の給与を下げるということですが、そもそも働く側からしたら民間が下がるのだから下げるというのは間違い。コロナ禍の中で奮闘している公務員の期末手当の引き下げというのは、民間賃金を更に引き下げることとなる。民間では賃金カットやボーナスカットが報道されている。しかし、バブル期に膨れ上がった大企業の役員報酬はそれほど下がっていない。今、コロナへの対応に命懸けで取り組んでいる医療関係者をはじめとした公務員のボーナスカットを何としても防ぐことが必要だということから、人事院勧告に基づく給与条例の一部改正には反対する。

○議長（中村安雄君）他にありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（中村安雄君）討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第 17 号 常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立 多数）

○議長（中村安雄君）起立、多数。よって、議案第 17 号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（中村安雄君）これにて、今期臨時会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。

以上で、令和 2 年第 3 回常総地方広域市町村圏事務組合議会臨時会を閉会いたします。

---

閉 会 午前 11 時 13 分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

常総地方広域市町村圏事務組合議会

議 長 中 村 安 雄

議 員 坂 卷 文 夫

議 員 中 村 博 美